

## 看護協会会館維持管理にかかる 会員負担金について

宮城県看護協会会館・看護研修センター建設にあたっては、平成21年度会員全員と平成22年度から平成27年度までの新入会員に会員負担金を求めてきた。会館を維持していくためには、年次的に計画的な修繕や改修が必要になってくることから、平成28年度からは、看護協会会館・看護研修センターの維持管理に係る費用に充当するため、名称を改め、下記により平成28年度からの新会員に負担を求めるもの。

### 記

1. **負担金額** 会員1人当たり 10,000円
2. **負担会員** 平成28年度からの新入会員
3. **納入時期** 原則として入会金と同時納入
4. **不返還** 協会定款第11条に基づき、納入された負担金は返還しない。
5. **その他** 平成21年度通常総会時において、平成28年度以降の新入会員について、これまでの会員負担金と負担均衡を考慮のうえ決定することと議決している。